

## 平成24年第2回広島市議会定例会提出案件

条例案	その他の議案	専決処分承認案	計	報告
7件	7件	1件	15件	9件

### 1 条例案

- (1) 広島市区の設置等に関する条例及び広島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について  
(企画総務局ほか)

町の区域の設定に伴うもの

佐伯区の区域等の表示に石内北四丁目を追加

施行期日 平成24年8月1日

(2) 広島市市税条例の一部改正について (財政局)

地方税法の改正に伴うもの

(主な改正内容)

固定資産税

- 1 据置年度において地価が下落している場合に価格の下落修正をする特例措置を、平成25年度及び平成26年度においても講ずる。
- 2 公共下水道を使用する者が設置した下水道除害施設に係る課税標準の特例措置を延長し、平成24年度から平成26年度までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準を、価格の4分の3と定める。

施行期日 公布の日

(3) 広島市競輪条例の一部改正について (経済観光局)

出場選手に対する賞金の種類及び額に係る規定の整備

施行期日 公布の日

(4) 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について  
（都市整備局）

地区計画の変更に伴い、建築制限対象地区及び建築制限内容（用途、敷地面積等）を改めるもの

（変更地区）

瀬野みどり坂地区（安芸区）

春日野地区（安佐南区）

施行期日 公布の日

(5) 広島市公園条例の一部改正について（都市整備局）

公園又は公園施設の呼称を定めることができることとするもの

施行期日 平成24年11月1日

(6) 広島市立学校条例の一部改正について (教育委員会)

広島特別支援学校を移転するもの

位置の変更

現 行	中区大手町四丁目
改 正	南区出島四丁目

施行期日 平成24年9月1日

(7) 広島市公民館条例の一部改正について (市民局)

公民館を新設するもの

名称 大塚公民館

位置 安佐南区大塚西六丁目3番2号

施行期日 平成25年2月1日

## 2 その他の議案

- (1) 町の区域の設定等について  
(企画総務局)

住居表示の実施のためのもの

(佐伯区五日市町)

現 在	変 更 後
五日市町大字石内字押 入山の一部	石内北一丁目
	石内北四丁目
	石内北五丁目

- (2) 市道の路線の廃止について  
(道路交通局)

東1区150号線ほか1路線

- (3) 市道の路線の認定について  
(道路交通局)

東1区150号線ほか11路線

- (4) 財産の取得について  
(環境局)

恵下埋立地（仮称）整備事業用地の一部を  
取得するもの

取得面積 21万5,187.71㎡

買入価格 1億4,849万2,998円

買入先 河内 信子 ほか6人

(5) 契約の締結について  
(環境局)

恵下埋立地 (仮称) 取付道路建設工事

請負金額 16億3,812万6,145円

請負人 フジタ・鴻治建設工事共同企業体

(6) 契約の締結について  
(道路交通局)

広島南道路西部工区上部工事 (その1)

請負金額 5億6,929万6,251円

請負人 極東興和株式会社

(7) 和解について (経済観光局)

株式会社広島市産業情報サービスの特別清算に当たり、同社と和解をするもの

(主な和解内容)

1 相手方は、次の金額の支払義務があることを認める。

貸付金元金 6億円

貸付金利息 905万7,945円

延滞金

2 相手方は、1の金額のうち、残余財産相当額を支払う。

3 本市は、相手方から2の金額の弁済を受けたときは、1の金額の残金につき、その債権を放棄する。

### 3 専決処分の承認

- (1) 広島市市税条例の一部改正について 地方税法の改正によるもの  
(平成24年3月31日専決処分) (主な改正内容)  
(財政局)

#### 1 個人の市民税

東日本大震災により所有する居住用家屋が居住の用に供することができなくなった者が、住宅の再取得等をした場合において、新たに所得税における住宅ローン控除の特例措置の適用を受けたときは、平成24年度から現行の個人の市民税における住宅ローン控除の対象とする。

#### 2 固定資産税

現行の土地の負担調整措置を原則として平成26年度まで継続する。ただし、住宅用地については、経過的な措置を講じた上で、平成26年度に据置措置を廃止する。

施行期日 平成24年4月1日

#### 4 報告

- |                                |                       |
|--------------------------------|-----------------------|
| (1) 繰越明許費の繰越しの報告について (企画総務局ほか) | 一般会計、開発事業特別会計         |
| (2) 予算繰越しの報告について (水道局ほか)       | 水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計 |
| (3) 専決処分の報告について (道路交通局ほか)      | 道路の管理瑕疵等による損害賠償額の決定   |
|                                | 道路の管理瑕疵               |
|                                | 8件 172万4,323円         |
|                                | 交通事故                  |
|                                | 7件 612万 301円          |
|                                | その他                   |
|                                | 4件 65万2,158円          |



(4) 専決処分の報告について  
(道路交通局ほか)

工事請負等変更契約の締結

1 広島南道路太田川工区橋りょう新設  
工事

請負金額の変更

変更前	53億5,864万9,590円
変更後	53億9,991万9,000円

2 広島南道路観音工区上部工事 (その  
1)

工期の終期の変更

変更前	平成24年3月31日
変更後	平成25年1月31日

3 広島特別支援学校校舎新築工事

請負金額の変更

変更前	34億3,841万6,100円
変更後	34億6,934万9,100円

(5) 専決処分の報告について  
(都市整備局)

市営住宅に係る家賃等の長期滞納者に対する家屋明渡等の訴えの提起

2件

(6) 専決処分の報告について  
(都市整備局)

市営住宅を正当な権原なく占有している者に対する家屋明渡等の訴えの提起

1件

(7) 専決処分の報告について  
(都市整備局)

市営住宅に係る家賃の長期滞納者との即決和解

7件

(8) 専決処分の報告について  
(都市整備局)

市営住宅に係る応能応益家賃制度を不服として家賃の一部を供託した長期滞納者で市営住宅の明渡義務がないものとの即決和解

7件

(主な和解内容)

- 1 相手方は、未払家賃を分割支払する。
- 2 相手方は、未払家賃の分割支払等を怠った場合、市営住宅等を直ちに明け渡す。

(9) 法人の経営状況報告について  
(財政局ほか)

広島市土地開発公社ほか14件

[追加提出予定案件]

- |                             |                 |
|-----------------------------|-----------------|
| (1) 固定資産評価員の選任の同意について (財政局) | 固定資産評価員の退任によるもの |
|-----------------------------|-----------------|

[参考]

- |  |           |
|--|-----------|
| (1) 佐伯区を除く各区選挙管理委員及び補充員の選挙について (選挙管理委員会) | 任期満了によるもの |
|--|-----------|

- |                            |            |
|----------------------------|------------|
| (2) 人権擁護委員候補者の推薦について (市民局) | 任期満了等によるもの |
|----------------------------|------------|